

エブリィビッグデー モー子カード 会員規約

1. 目的

本規約は、株式会社ビッグ富士（以下「当社」といいます。）が発行する「モー子カード」の利用条件について規定するものであり、会員が本カードを利用するにあたり適用されます。

2. 会員

当社に対し、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ、当社が発行するモー子カードの入会を申し込まれ、当社が入会を認めた方をいいます。

3. 入会方法

所定の入会申込書に、氏名・性別・電話番号・生年月日・住所およびその他当社指定の必要事項を記入していただきます。

4. 発行・貸与

（1）当社は、会員本人にモー子カードを貸与します。会員はモー子カードを受け取ったときにカード所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。

（2）モー子カードは、会員本人以外は使用できません。

（3）モー子カードの所有権は、当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってモー子カードを使用し管理しなければなりません。

（4）会員は、モー子カードを貸与・譲渡等をすることや、会員番号その他カード固有の情報を当社以外の第三者に情報提供することはできません。

（5）会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

（6）会員は前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても異議ないものとします。

5. 年会費・入会費

（1）モー子カードの年会費・入会費は無料です。ただし、カード発行手数料として当社所定の金額を申し受けます。

6. カードの再発行及び破損・紛失

（1）当社は、破損・汚損等の理由により会員がモー子カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したカードと引き換えにカードを再発行します。

（2）当社は、会員から紛失・盗難等によりモー子カードを喪失した旨の届け

出があった場合、当該カードについて、使用停止の措置をとるものとします。その際申し出から当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。また、会員がカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、カードを再発行します。ただし、運転免許証または健康保険証など本人確認が可能な書類等のご提示が必要となります。

(3) カードの再発行時には、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

7. 退会及び会員資格・権利の喪失

(1) 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、退会受付した当日会員資格が喪失されます。

(2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。なお、会員であった者は、当社の指示に従いモーターカードを返還するものとします。

①モーターカードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。

②モーターカードを不正に使用・利用した場合。

③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）

④その他、会員が本規約に違反した場合。

⑤上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

8. 反社会的勢力の排除

会員は、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

モー子カードポイント規約

1. ポイント加算

モー子カードは精算前にレジ係に提示してください。事前にカードの提示がない場合には、会員特典はご利用いただけません。原則として、電子マネーでのお買い上げ金額 200 円（税抜き）につき 1 ポイントを登録いたします。お酒、たばこ、地域指定ごみ袋など、当社が指定するものはポイント加算の対象外となります。なお、レジ精算後のポイント登録はできません。クレジットカード、商品券によるお買上にはポイントは加算されません。

(1) 商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当社が定める一部商品について、利用を制限する場合があります。また、委託催事業者、自販機、当社直営以外のテナントなど一部利用できない場所があります。

(2) ポイントを付与した商品を返品する場合、登録されたポイント分について減算手続きを行います。

2. ポイントの利用

500 ポイントにつき 500 円の「お買物券」を発行します。

(1) お買物券の有効期限は発行から 3 か月です。お買物券ご利用時にお釣りはできません。

(2) ポイントは現金として換金できません。

(3) 累計ポイントは、交付したレシートでご確認いただけます。

(4) 複数のカードのポイントの合算による利用はできません。

(5) 他のカードに累積ポイントを移行、譲渡することはできません。

(6) ポイント・クーポン等の特典の利用は、会員ご本人様に限らせていただきます。

(7) モー子カードは対象店舗（エブリィビッグデー、ポイントカード取扱店舗）に限りご利用いただけます。

3. 権利の喪失

以下の場合ポイントは無効になります。

(1) ポイントは加算月から1年が経過すると無効になります。

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の保有

会員はモー子カード及びモー子カード入会申込書に記入された個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・年齢・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス、カード番号、契約日・発行日を当社が、保有することに同意するものとします。また、モー子カードの利用による会員のお買上情報を保有することも同意するものとします。

2. 個人情報の利用

当社が、お客様からお預かりした個人情報（氏名、住所、性別、電話番号、メールアドレス等）は、以下の目的で利用させていただきます。

- ①モー子カード会員ご入会申込み、訂正、利用停止等
- ②メールチラシ・宅配サービス会員ご入会申込み、各種キャンペーンのご応募
- ③会員割引等、特典のご提供
- ④ダイレクトメール等による各種のご優待、セール・バーゲン等のお知らせ
- ⑤お客様からご請求のあった資料および情報のご提供
- ⑥ご注文内容の確認、お取り置き・後日お渡し、修理加工および商品等の配送
- ⑦イベントやキャンペーン等の募集活動、応募者へのご連絡・ご説明、当選者の発表、賞品の受け渡し・発送
- ⑧お客様からのお問い合わせ、ご質問、ご要望等に対する回答および対応ならびに当社からお客様への商品・サービス等に係るご連絡
- ⑨お客様の購買内容等に基づいた当社の新規商品・サービス等の開発等のためのマーケティング調査および分析ダイレクトメールによる各種のご優待、セール・バーゲンのお知らせ

3. 個人情報の提供・利用

当社は、利用目的達成に必要な範囲内において、あらかじめ当社と秘密保持契約を締結した業務委託先に対して、お客様の情報を提供する場合があります。なお、委託する場合には、委託先を適切に選定したうえで安全管理に関する措置を契約に盛り込み、適切な監督を実施いたします。また、法令に基づき、お客様の個人情報を第三者に提供したり、利用目的を超えて利用することがあり

ます。

モー子カード 電子マネー利用規約

1. 本規約の目的

本規約は、株式会社ビッグ富士（以下、「当社」という）が発行する電子マネー「モー子カード」（以下「本カード」という）の利用条件について規定するものであり、会員が本カードを利用するにあたり適用されます。

2. 定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

（１）モー子電子マネーとは、当社が発行した本カードに記録される金銭的価値を証するものを言います。

（２）モー子電子マネーサービス（以下「電子マネーサービス」といいます。）とは、会員が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードにチャージされたモー子電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

（３）本カードの機能とは、電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。

（４）会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認め会員番号を付与した方をいいます。

（５）チャージとは、4. チャージに定める方法により、会員が本カードにモー子電子マネーを加算することをいいます。

（６）電子マネー残高とは、会員が利用可能なモー子電子マネーの金額をいいます。

3. 使用・管理・貸与及び不正使用等の禁止

（１）当社は、会員本人に本カードを貸与します。会員は本カードを受け取ったときに本カード所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。

（２）本カードは、会員本人以外には使用できません。

（３）本カードの所有権は、当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。

(4) 会員は、本カードを貸与・譲渡等をすることや、会員番号その他本カード固有の情報を当社以外の第三者に情報提供することもできません。

(5) 会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

(6) 会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. チャージ

(1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位で本カードにチャージすることができます。

(2) 会員は、1枚の本カードに対して、本カード内残高が5万円を上限としてチャージができます。

ただし、1回にチャージできる金額は4万9,000円を上限とします。

5. 電子マネーサービスの利用

(1) 会員は、当社で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2) 一部対象とならない売場があります（委託催事、自販機などのモー子電子マネー対応レジにて精算を行わない売場、本カードが利用できない直営以外の店舗内テナント）。

(3) 会員が当社直営レジで電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(4) 会員は、当社直営レジにおいて、商品等の購入または提供を受け、電子マネーサービスを利用し、モー子電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。

(5) 会員が当社直営レジにおいて商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる枚数は、1枚に限ります。※1取引に利用できるモー子カードは1枚です。

(6) 会員は、電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等

に印字して表示されるモー子電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社直営レジまたはサービスカウンターに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該の電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. モー子電子マネー残高

(1) モー子電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、及び専用WEBページにて照会することができるものとします。

(2) 会員は、最後に電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的にモー子電子マネー残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われぬものとします。

(3) 会員が退会または会員資格を喪失した時点で、電子マネー残高はゼロとなり、現金の払い戻しは行われぬものとします。

7. 電子マネーの移行

会員は、当社が認めた場合を除き、モー子カードの電子マネーを他のモー子カードに移行することはできないものとします。

8. モー子電子マネーサービスの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用すること、ならびに電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1) 当社がモー子電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) 本カード・利用端末・チャージ端末等の破損、または当社直営レジ機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

9. 退会および会員資格の喪失

(1) 会員は、当社所定の方法により退会をすることができるものとします。この場合、退会受付後、即日に会員資格が喪失され、電子マネーサービスの利用ができなくなります。

(2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、

会員によるモー子電子マネーの利用を直ちに中止させ、電子マネー残高をゼロとすることができるものとします。

①本カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。

②本カードを不正に使用・利用した場合。

申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます）。

③その他、会員が本規約に違反した場合。

④上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

（3）前項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、本カードを返却するものとします。

（4）会員が死亡した場合には会員資格が喪失され、一切の電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、モー子電子マネーの残高はゼロとなり、また、現金での払い戻しも行われません。

10. 換金等の不可

電子マネーサービスの終了の場合を除き、モー子電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

11. モー子カードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

本カードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、当社所定の方法で照会されたモー子電子マネー残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。再発行料は当社所定の発行料を支払うものとします。

12. モー子カードの紛失、盗難等の再発行

（1）紛失・盗難によりモー子カードが再発行された場合、当社による利用停止措置が完了した時点の電子マネー残高は再発行されたモー子カードに引き継がれるものとします。

（2）会員がモー子カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了する前に、電子マネー残高を第三者に利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

（3）会員が紛失・盗難届出時に電子マネー残高がある旨の申出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したモー子カードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(4) 紛失・盗難による再発行の場合、当社所定の発行料を支払うものとします。

13. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項およびモー子電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が会員規約に定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

14. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員が利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

告知方法→①台紙 ②ホームページ (PDFダウンロード)

15. 電子マネーサービスの終了

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、モー子電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

① 社会情勢の変化。② 法令の改廃。③ その他当社のやむを得ない都合による場合。

(2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

16. 制限責任

9.に定める理由およびその他の理由により、会員がモー子電子マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

17. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送信すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

18. 業務委託

当社は、本規約に基づくモー子電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

19. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

2020年2月18日追記

カード有効期限を超過し、使用不可となった後であってもモー子カードに電子マネーの残高があり、お客様からの申告があった場合、再有効化を行います。申告の際には必ずモー子カードをご持参ください。

お問合せ窓口

モー子電子マネーに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

株式会社ビッグ富士 お客様係

〒438-0816 静岡県磐田市宮之一色 988-3

TEL 0120-598988 (日祝除く 9時～夕方5時)